

【 給与支払報告書の注意点 】

- 提出枚数 ⇒ 1人につき1枚
- 提出方法 ⇒ 書面の他に **eLTAX** または光ディスク等による提出方法があります。
※令和3年分源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚を超えた事業所は電子データによる提出が必要となります。
- 記入方法 ⇒ 国税庁ホームページを参照ください。
 - ・「令和5年分年末調整のしかた」
 - ・「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」

(1) 社会保険料を二重で計上しないでください。

【誤りの例】 社会保険料 ⇒ × 年金所得者の年金特別徴収(年金天引き)されている社会保険料を、給与の年末調整で再計上

(2) 配偶者の合計所得欄には所得金額を記入してください。

【誤りの例】 合計所得欄 ⇒ × 「年収」
○ 「年収から計算した所得金額」

(3) 16歳未満の扶養親族がいる場合は、氏名、個人番号及び人数を忘れずに記入してください。

【よくある例】 記入がない ⇒ 住民税の非課税判定に影響

(4) 前職を含めて年末調整した場合の摘要欄について、前職の事業所、給与の支払金額、源泉徴収税額、社会保険料等の金額の記入漏れ・記入誤りにご注意ください。

【よくある例】 記入がない ⇒ 住民税が本来の税額よりも多く課税
転記ミス ⇒ 住民税が正しく計算されません
計算ミス

(5) 住宅借入金等特別控除の適用がある場合について、内訳欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除可能額」及び「住宅借入金等特別控除区分」を正確に記入してください。

【よくある例】 記入がない ⇒ 住民税が本来の税額よりも多く課税

給与支払報告書・源泉徴収票の

提出は **eLTAX** で!!!



(問い合わせ先)

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市税務課課税室市民税係
TEL 0233-29-5537 (直通)
FAX 0233-22-0989